

教務主任	学級担任

# 学校感染症による出席停止証明書

## 保護者様

医師により以下の学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、欠席扱いにはならず、出席停止となります。つきましては、担当医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 担当医様

日頃より本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。学校感染症に罹患しました生徒について、下の証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 氏名

立命館慶祥中学校・高等学校

年 組 番 氏名

### 2. 疾患名 (該当欄に○印をつけてください)

種	○印	疾患名	出席停止の期間の基準
一		疾患名 ( )	治癒するまで
二		インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
三		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ( )	

※但しこの期間については、病状により医師において、その感染症の予防上支障がないと認めた時はこの限りでない。

### 3. 出席停止期間

年 月 日 ~ 年 月 日まで

出席停止期間であったことを証明します。

医療機関名

医師名

印

年 月 日